



# 島根県報

平成30年7月6日(金)

第3,020号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

課税地の指定	(税 務 課)	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(       "       )	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	(       "       )	2
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	3
保安林の指定施業要件の変更(3件)	(       "       )	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示(2件)	(       "       )	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中 小 企 業 課)	6
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	(       "       )	7
島根県収入証紙売りさばき人の氏名の変更	(審 査 指 導 課)	7

### 【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の変更		8
-----------------------	--	---

### 【雑 報】

平成30年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施	(消 防 総 務 課)	8
平成30年度液化石油ガス設備士試験の実施	(       "       )	9

### 【正 誤】

平成30年6月29日付け島根県報第3,018号中	(収 用 委 員 会)	11
--------------------------	-------------	----

**告 示****島根県告示第469号**

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）第4条第2項の規定により、課税地を次のように指定したので、島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）第6条ただし書の規定により告示する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

課税地	地方税法（昭和25年法律第226号）第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）にあっては地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第10条第2項、第12条第2項又は第13条第2項に規定する貯蔵場所の所在地、地方税法第74条第4号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）にあっては同条第5号に規定する営業所の所在地
管轄庁	卸売販売業者等の貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する県民センター
課税地を指定した税目	県たばこ税（地方税法等の一部を改正する法律附則第10条第2項、第12条第2項又は第13条第2項の規定により課する県たばこ税（以下「手持品課税」という。）に限る。）
課税地を指定した理由	平成30年10月1日現在において20,000本以上の製造たばこ（紙巻たばこ三級品を除く。）を、平成32年10月1日及び平成33年10月1日現在において20,000本以上の製造たばこを、販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者に対して、手持品課税を行うため。

**島根県告示第470号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
Dental Clinic 樹	益田市乙吉町イ96-5	平成30年6月1日
たまがわ薬局	江津市桜江町市山279-15	平成30年4月10日

**島根県告示第471号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社MATU	益田市東町31-109	地域密着型通所介護	デイスービス集いのさと	益田市東町31-109	平成30年4月9日

**島根県告示第472号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
加田 敦久	出雲四絡はりきゅう院	はり・きゅう	出雲市小山町633-1	平成30年6月1日

#### 島根県告示第473号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
大田市五十猛町字藤東平2279-29・2279-30・2279-38・2279-39（以上4筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

#### 島根県告示第474号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
浜田市三隅町古市場2070-1から2070-3まで、2762
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 島根県告示第475号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の

3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町向野田276-3、471、472-5、472-7、474内1、1767-1、1768-2、1863、1913-1から1913-3まで、2208、2209-1、2210

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町向野田471、472-5、472-7、474内1、1913-1から1913-3まで、1863・2208・2209-1  
(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(8) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町向野田262-7、262-8、457、459、460、463から465まで、465-1、465続2、466、466-1、467、468、475-1、1760-8、1902-2、1904、1905、1905内1、1906-1、1907から1909まで、1909-1、1909内1、1909内2、1910、1914、2212-1、2304-1、2373-1、2373-5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第476号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町折居1196-1、1197-1、1198-1、1199-1、1211、1226-2、1227-1、1230-1、1231-1、1319-2から1319-4まで、1319-6、1319-8、1320-3から1320-6まで、1363から1368まで、1370から1373ま

で、1374-1、1320-26、1320-28、1320-30、1320-34

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第477号**

平成30年島根県告示第320号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市三隅町室谷65、1138	蘆谷 サダ子
浜田市三隅町室谷1259	斉藤 亀太郎
浜田市三隅町室谷767	杉戸 秀幸
浜田市三隅町室谷1324-7	瀧川 一徳
浜田市三隅町室谷1324-7	滝川 悟司
浜田市三隅町室谷526、527-1、528、1172	田代 源市
浜田市三隅町室谷65、1138	無限責任井野信用購買販売利用組合

**島根県告示第478号**

平成30年島根県告示第321号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市三隅町三隅254-1、256-3、256-6、1977-2	岩田 昇
浜田市三隅町三隅794	上田 房市
浜田市三隅町三隅928から930まで、1771内2	田中 安雄
浜田市三隅町三隅1688-4	中田 久一

浜田市三隅町三隅1623-3	二宮神社
浜田市三隅町三隅1688-6	保証責任三隅信用購買販売利用組合
浜田市三隅町三隅1978-1	山本 崇
浜田市三隅町三隅1759、1759内1	幸原 要五郎

## 島根県告示第479号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ひまり大庭店・バースデイ大庭店・セリア大庭ショッピングタウン店・ドラッグストアウェルネス大庭店  
島根県松江市大庭町1803-1

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダヤ 代表取締役 新宮 貴司 島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1

株式会社しまむら 代表取締役 野中 正人 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
株式会社ヤマダヤ	島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1	新宮 貴司	
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野中 正人	
J A三井リース建物株式会社	東京都中央区銀座八丁目13番1号	保崎 隆行	
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	辻田 泰徳	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
株式会社ヤマダヤ	島根県隠岐郡隠岐の島町平431番地1	新宮 貴司	
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野中 正人	
J A三井リース建物株式会社	東京都中央区銀座八丁目13番1号	工藤 真樹	平成30年3月28日代表者変更
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	辻田 泰徳	

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成30年6月28日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第480号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があつたので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

有限会社吉永家具センター 島根県大田市川合町吉永1154番地

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

有限会社吉永家具センター 永田 晴美 島根県大田市川合町吉永1154番地

## (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,452平方メートル

## (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

## (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となつた日

平成29年10月18日

## 2 届出年月日

平成30年6月26日

---

**島根県告示第481号**

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名を変更した旨届出があつた。

平成30年7月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
349	邑智郡川本町大字川本265 - 3 島根県食品衛生協会川本 支所 支所長 黒川 民 次郎	邑智郡川本町大字川本265 - 3	島根県食品衛生協会川本支 所 支所長 児玉 敏男	島根県食品衛生協会川本支 所 支所長 黒川 民次郎

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、益田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年7月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	変更事項	変 更 内 容	
		変更前	変更後
益田市立益田児童館	施設の所在地	益田市幸町9番35号	益田市幸町9番33号
益田市立中西保健福祉センター	施設の所在地	益田市白上町イ744番地2	益田市白上町イ743番地2

## 雑 報

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第31条の2第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成30年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条第2項の規定により公示する。

平成30年7月6日

高圧ガス保安協会会長 市 川 祐 三

### 1 試験の種類

乙種化学責任者試験

乙種機械責任者試験

丙種化学責任者試験（液石）

丙種化学責任者試験（特別）

第二種冷凍機械責任者試験

第三種冷凍機械責任者試験

第一種販売主任者試験

第二種販売主任者試験

### 2 試験日時

平成30年11月11日（日）午前9時30分



## 3 試験地

出雲市及び江津市

## 4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

## 5 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

## 6 受験願書（案内）の常置場所

## (1) 電子配布

平成30年7月9日（月）から高圧ガス保安協会のホームページ（<http://www.khk.or.jp>）に掲載する。

## (2) 書面配布

平成30年7月9日（月）から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

一般社団法人島根県LPガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は、受験者負担とする。）

## 7 受験願書受付期間及び受付方法

## (1) 電子受付

平成30年8月17日（金）午前10時から同年9月5日（水）午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページ（<http://www.khk.or.jp>）で受け付ける。受付期間中は、24時間受け付ける。

## (2) 書面受付

平成30年8月17日（金）から同年9月3日（月）まで島根県試験事務所で受け付ける。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く。）とする。

郵送（簡易書留郵便又は書留郵便）による場合は、平成30年9月3日（月）までの消印があるもの（料金別納郵便及び料金後納郵便にあつては、同日までに到着したもの）に限り受け付ける。

ただし、全科目免除に該当する者は、試験の種類に関係なく全て高圧ガス保安協会試験センターに提出すること。

## 8 受験手数料

試験の種類	受験手数料	
	電子受付	書面受付
乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験	8,500円	9,000円
丙種化学責任者試験及び第三種冷凍機械責任者試験	7,900円	8,400円
第一種販売主任者試験	7,100円	7,600円
第二種販売主任者試験	5,500円	6,000円

## 9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付けの上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼り付けていない場合は、受験できないものとする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の6第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成30年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第104条第5項の規定により公示する。

平成30年7月6日

## 1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

## 2 試験日時

筆記試験 平成30年11月11日(日) 午前9時30分

技能試験 平成30年12月2日(日) 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

## 3 試験地

筆記試験 出雲市及び江津市

技能試験 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

## 4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

## 5 合格基準

合格基準点は、筆記(各科目)・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

## 6 受験願書(案内)の常置場所

## (1) 電子配布

平成30年7月9日(月)から高圧ガス保安協会のホームページ(<http://www.khk.or.jp>)に掲載する。

## (2) 書面配布

平成30年7月9日(月)から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

一般社団法人島根県LPガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

(受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は、受験者負担とする。)

## 7 受験願書受付期間及び受付方法

## (1) 電子受付

平成30年8月17日(金)午前10時から同年9月5日(水)午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページ(<http://www.khk.or.jp>)で受け付ける。受付期間中は、24時間受け付ける。

## (2) 書面受付

平成30年8月17日(金)から同年9月3日(月)まで島根県試験事務所で受け付ける。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く。)とする。

郵送(簡易書留郵便又は書留郵便)による場合は、平成30年9月3日(月)までの消印があるもの(料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては、同日までに到着したもの)に限り受け付ける。

## 8 受験手数料

(1) 電子受付 20,200円

(2) 書面受付 20,700円

## 9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付けの上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼り付けていない場合は、受験できないものとする。

**正**

**誤**

平成30年6月29日付け島根県報第3,018号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
15	島根県収用委員会告示第3号中	686.45	686.54